

大和市火災予防条例の一部を改正する条例

大和市火災予防条例（昭和３７年大和市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項第４号中「こと」を「こと。」に改め、同項第９号の次に次の１号を加える。

（９）の２ 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第１９条第２項中「第９号」を「第９号の２」に改める。

第２１条第２項及び第２２条中「及び第９号」を「、第９号及び第９号の２」に改める。

第２９条の４第４項中「第３７条第７号から第７号の３まで」を「第３７条第４号から第６号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。